

都南図書館エレベータインバータ等交換修繕仕様書

1 件 名 都南図書館エレベータインバータ等交換修繕

2 履行場所 盛岡市永井 24 地割 90 番地 2

3 履行期間 契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 14 日まで

4 修繕内容

都南図書館に設置してある 2 基のエレベータについて、次の老朽化した部品等を交換修繕するもの。

NO	名称	数量等
1	速度制御用インバータ	2 台
2	制御用シーケンサー	2 台
3	油圧作動油(2 台分)	800 ℓ
4	フラッシングオイル(2 台分)	600 ℓ
5	電池バッテリー修繕(2 台分)	一式
6	NO 1 ～ 5 の交換に必要な調整及び少額の消耗品等の補充・交換、撤去した既存設備等の処分	一式

5 既存設備

ナショナルエレベータ HPF-9-C045 45m/分(9 人乗) 1 基

HPF-11-C045 45m/分(11 人乗) 1 基

特記仕様 監視運転付(火災時、地震時)

停電時自動着床装置付

かご側板にマット付

非常放送用スピーカー取付

車いす仕様・視覚障害者仕様付(HPF-11-C045 のみ)

6 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書(盛岡市ホームページを参照)」及び最新版「公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事

編)」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

7 施工

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電気等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建築工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

8 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕計画書
- (3) 修繕完了報告書
- (4) 施工写真(施工前、施工中、施工後)
- (5) その他必要なもの

9 保証

- (1) 本修繕に係る保証期間は、業務の完了確認を行った日から1年間とする。
- (2) 保証期間中、修繕の対象設備に不具合が生じたときは、速やかに技術員を派遣し復旧作業を行うこと。
- (3) 復旧に要する費用は、原則として受注者の負担とする。ただし、有償部品の交換を要する場合や発注者の不適切な管理等受注者の責に帰さない事由によって生じた不具合につい

てはこの限りではなく、その場合の費用負担については、発注者と受注者が協議して定める。

10 その他

- (1) 現場代理人は不要であるが、現場責任者を選任すること。
- (2) 契約代金は一括払いとし、前金払いは行わない。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。